利用約款【DCS(ドリーム・アーツ　クラウドサービス)：SmartDB・InsuiteX 共通版】

株式会社ドリーム・アーツ（以下「DA」といいます。）は、本サービスを契約された皆様（以下「契約者」といいます。）に適用されるサービス利用約款を以下のとおりに定めます。契約者は本約款を遵守して本サービスの提供を受けるとともに、これを承諾します。

第 1 章　総則

第 1 条（約款の適用）

DA は、次条以下の規定にて定めたサービス利用約款（以下「約款」といいます。）に基づき、この約款に定めるサービスを提供致します。また、DA はサービス毎に別途個別の約款（以下「個別約款」といいます。）を定めこれに基づきサービスの提供を行う場合があります。約款と個別約款の間に相違がある場合には、個別約款を優先します。

第 2 条（約款の変更）

DA は、契約者の承諾無くこの約款を変更することがあります。約款が変更された後の提供条件は、変更後の約款によります。なお、DA は、約款の変更について一定の予告期間をもって、DA が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、契約者に対する電子メールでの通知等の方法を含みます）で契約者に事前に通知します。変更の手続きは民法そのほか法令に従うものとします。

第 3 条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（1）　本サービス

契約者が利用申込書に基づき購入する製品又はサービスをいい、本サービスの内容は別紙「サービス内容」、「プラン内容」及びその他関連資料に定めるとおりとします。

（2）　オプション利用契約

本サービスに付随して選択的に利用できる機能をいいます。

（3）　利用契約

契約者が本サービスの提供を受けるための契約を指し、契約約款としては約款が適用されます。

（4）　契約者

DA との間で、本サービスの利用契約を締結している法人、団体、組合を指します。

（5）　契約者関連会社等

契約者のグループ法人（子会社、兄弟会社、過半数の議決権を有している会社等）、団体、組合、取引先等を指します。
（6） SLA （サービス品質保証制度）
DA が別紙「サービス品質保証制度」に提示する本サービスの提供に関する品質の保証を定めた文書（Service Level Agreement）を指します。
（7） SLO（サービス品質目標 ）
DA が別紙「サービス品質目標」に提示する本サービスの提供に関する品質の目標を定めた文書（Service Level Objective）を指します。
（8）本サービス用設備とは、DA が保有、管理、開発したソフトウェア、サービス、又は本サービスを利用する上で必要な設備等を指します。ただし、本条（10）に定義する電気通信設備等を除きます。
（9）契約者設備とは、契約者が保有、管理、開発したソフトウェア、サービス、又は本サービスを利用する上で必要な設備等を指します。
（10）電気通信設備等とは、電気通信事業者等の第三者が管理する本サービス提供のために必要なサービス又は設備等を指します。

第 4 条（本サービスの内容）
1. 本サービスの内容は、本約款第 3 条（1）に定めるとおりとします。DA は、契約者の承諾なく本サービスの内容を変更することがあります。変更された後の本サービスの内容は、変更後の取り決めのとおりとします。
2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
（1） 第 35 条（免責）第 1 項各号に掲げる場合を含め、本サービスに DA の責めに帰さない不具合が生じる場合があること。
（2） DA の責めに帰さない本サービスの不具合については、DA は一切その責を免れること。
（3）契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものではありません。

第 5 条（本サービス利用契約の対象区域）
本サービスの契約者は、日本国内に本拠地を置く法人、団体、組合とします。

第 2 章　本サービスの利用契約

第 1 節　通則

第 6 条（利用期間と契約単位）

1. 本サービスは、利用申込書記載のサービス開始日から提供致します。ただし、利用料金の起算日はサービス開始日当月の 1 日とし、利用期間に無償期間の設定がある場合の料金起算日は別途定めるものとします。
2. 本サービスは DA が最低利用期間と契約単位を定めることができるものとし、各サービスの最低利用期間と契約単位は別紙のとおりとします。なお最低利用期間の起算日は契約上の利用期間起算日に準じます。
3. サービス開始日以降、契約者は最低利用期間満了日までの利用料金を支払うことで、最低利用期間満了日前においても本サービスの利用契約を解約することができるものとします。
4. 本サービスの利用契約はサービス毎に特に定める場合の他は自動的に更新されるものとします。なお、この場合、新たな契約が締結されたものとみなします。

第 7 条（権利等の譲渡禁止）
契約者は、本サービスの提供を受ける権利及び利用契約上の地位を第三者に譲渡し又は承継させることができません。
ただし、契約者である法人が合併又は会社分割、営業譲渡等により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、DA に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えて、その旨を申し出るものとします。
DA が承継を承諾しない場合、DA はその通知受領後 1 ヶ月以内に、当該承継法人に通知をして利用契約を解除することができるものとします。また、解除にあたっては第 18 条(利用契約の解除)を準用するものとします。
DA が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第 2 節　申込及び承諾等

第 8 条（利用契約の成立）
1. 本サービスの利用契約は、契約者が DA にサービス内容を記載した利用申込書を提出し、DA が受領及び承諾したときに成立するものとします。なお、利用申込書は電子契約形式等で提出・受領することができるものとします。なお、本サービスの内容のうち利用申込書に特に記載ある事項については、当該記載が優先して適用されます。
2.　本サービスは、DA の承諾を受けた場合に限り、契約者関連会社等に使用させることができます。
3. 前項に規定する対応をした場合、契約者は、契約者関連会社等に本約款を遵守させるものとし、本約款及び関連約款において、契約者関連会社等の行為は契約者の行為とみなします。

第 9 条（サービスの開始）
1. 本サービスの利用契約の成立を受け、本サービスが開始されるにあたり、DA は、契約者に対して必要な各種 ID、及びそれに対応したパスワードを文書又は電子メール等で通知します。
2. 契約者は第 1 項の通知をもってサービスの開始を確認したものとし、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無にかかわらず、DA の定める方法により、利用料金を支払うこととします。

第 10 条（申込の拒絶）
1. DA は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
（1） 本サービスの申込者が当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあると DA が判断したとき。
（2） 本サービスの利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
（3） 申込者が DA 又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあると DA が判断したとき。
（4） 申込に係る本サービスの提供又は当該サービスに係る装置の設置・保守が著しく困難な場合。
（5） 契約者が第 13 条（サービス提供の停止）に該当する行為を行ったことがある場合又は行うおそれがあると DA が判断したとき。
（6） 前各号の他、DA が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
2. 前項の規定により、本サービスの利用の申込を拒絶したときは、DA は、申込者に対し、その旨を通知します。

第 3 節　契約事項の変更等

第 11 条（サービスの変更等）
1. 契約者は、DA が定める申請方法に基づき本サービス内容の変更を請求できます。
2. 前項の請求があった場合については第 10 条（申込の拒絶）を準用し、DA がその請求を承諾しないことがあります。
3. 第 1 項の変更に関する契約成立は第 9 条(サービスの開始)に定めるものと同様とします。また、この変更に必要な作業は、DA 又は DA が指定した業者が行います。

第 12 条（契約者の名称の変更等）
契約者は、申込書に記載した内容を変更したとき及び第 13 条（サービス提供の停止）(5)

号の事実が発生し又はそのおそれがあるときは、DA に対し、その旨を遅滞なく書面により通知するものとします。

第 4 節　サービス提供の停止等

第 13 条（サービス提供の停止）
DA は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。
（1） 本サービスの利用料金、割増料金又は遅延損害金等が支払期日を経過しても支払われないとき。
（2） 申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
（3） DA が提供する本サービスの利用に関し、直接又は間接に DA 又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
（4） この約款及び利用契約に違反する行為で、DA の業務の遂行又は DA の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
（5） 第 7 節に定める契約者の義務等に違反すると DA が判断したとき。
（6） 契約者が、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をし、又はこれを受けたとき、若しくは重要な財産について、仮差押え、差押え、滞納処分を受けたとき。
（7） 法令に違反し又は公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき又はそのおそれがあるとき。
（8） 料金支払方法等に変更があり、変更した支払方法に必要な契約者情報が確認できないとき。
（9） 前各号の他、契約者が利用契約に違反し、DA の催告にかかわらず違反が是正されないとき。
（10） DA が、アクセス管理、本サービス用設備の維持・保守・運営上必要と認めた事由があるとき。
（11） その他、DA が客観的な裏付けをもって不適切と判断するとき。

第 14 条（サービス提供の中止）
1. DA は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を中止することがあります。
（1） DA 又は DA の指定した業者の電気通信設備等の保守上、又は工事上やむを得ないとき。
（2） DA 又は DA の指定した業者の電気通信設備等に障害が発生したとき。
（3） 電気通信事業者等が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

（4）DA が、アクセス管理、本サービス用設備の維持・保守・運営上必要と認めた事由があるとき。
（5） その他 DA がやむを得ないものと認める事由があるとき。
2. DA は、前項各号の規定により本サービスの提供を中止する場合は、予めその理由、実施期日及び実施期間を契約者に対し DA の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合 DA は一切の責任を負いません。

第 15 条（サービス開始の遅延）
1. DA は、次の各号に該当する場合には、本サービスの開始時期を DA が通知するサービス開始日より遅らせる場合があります。
（1） 申込に係る本サービスの提供又は当該サービスに係る装置の設置・保守の開始が通常に比して困難な場合。
（2） 電気通信事業者等が行う電気通信サービスの提供に遅延が生じた場合。
（3） その他 DA がやむを得ないものと認める事由があるとき。
2. 前項の規定により、本サービスの開始時期を遅らせる場合は、DA は、申込者に対し、書面又は電話等の適切な方法をもってその旨を通知します。

第 16 条（サービス利用の制限）
1. DA は、天災地変、その他の緊急事態の発生により、通信需要が著しく輻輳する等、通信の一部又は全部を利用することができなくなった場合若しくはそのおそれがある場合は、本サービスの利用を制限或いは中止する場合があります。
2. 本サービスをご利用の契約者は本サービスの提供に関わる電気通信設備等に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があった場合、DA は契約者の利用を制限するとともに、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

第 17 条（サービスの廃止）
DA は都合により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。この場合、DA は、契約者に対し廃止の 6 ヶ月前までに DA が適切と判断する方法でその旨を通知します。サービスの廃止に伴い契約者に不都合が発生する場合、DA は商業上合理的な範囲で契約者の支援に努めます。なお、サービスの廃止時点において未経過の契約期間が残存する場合は、残存期間に対応するサービス利用料を返金するものとします。

第 5 節　利用契約の解除

第 18 条（利用契約の解除）

1. 契約者は、サービス開始日経過後に利用契約を解除するときは、各プラン等に定める期日までに解除の旨を DA が定める方法により通知するものとします。解約希望通知が各プラン等で定める期日に間に合わなかった場合、契約は自動で更新されるものとみなします。
2. DA は、第 13 条(サービス提供の停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止を行うとともに、直ちに利用契約を解除することができます。
3. DA は前項の規定により利用契約を解除するときは、DA が適切と判断する方法で契約者にその旨を通知し、利用料金全額及びその他利用契約上の契約者の債務につき期限の利益を失わしめ、残存債務全額の支払いを求めることができるものとします。
4. 契約者は、第 14 条（サービス提供の中止）又は第 16 条（サービス利用の制限）に定める事由が生じたことにより、本サービスを利用することができなくなった場合において、前項の規定にかかわらず、DA に対する通知をもって当該契約を解除することができます。
5. 契約者による利用契約の解除を希望する場合、契約者は DA に最低利用期間の残月分代金を支払うことによっていつでも契約を解除することができます。

第 6 節　料金等

第 19 条(利用料金)
本サービスの利用料金は、料金表等の定めるとおりとします。

第 20 条(契約者の支払義務)
1. 契約者は、DA に対し、本サービスの利用に関し、前条に規定した料金を DA が定める方法で支払うものとします。
2. 第 13 条(サービス提供の停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る本サービスの利用料金額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
3. 料金等の請求時期及び支払期日については、契約者は DA が指定するところに従い、本サービスの料金等の支払いを行うこととします。
4. 契約者は第 18 条（利用契約の解除）に基づき利用契約を解除された場合、期限の利益を喪失するものとし、利用契約に基づく債務を直ちに支払うものとします。契約者は、利用契約に基づく債務を DA 又は DA の承継人に対する債権を以って相殺することはできません。ただし、DA の責めに帰すべき事由により契約解除となった場合はこの限りではありません。
5. 第 8 条（利用契約の成立）に基づいて成立した利用契約の範囲を超える利用が契約者によってなされた場合、第 11 条(サービスの変更等)の規定にかかわらず当該契約内容を変更し、変更後の利用料金を請求できる権利を有するものとします。

第 21 条(料金等の計算方法)

料金については、以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。
（1） 利用開始月の料金の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する月額基本料金の額とその他 DA にて設定された費用の合計額とします。
（2） 契約の解除（契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）の日は各プラン等で定める期限に従うものとします。

第 22 条(料金等の支払方法)
1. 契約者は、DA が指定する期日、方法を記載した請求書に従い現金振込み又は口座振替により料金を支払うものとします。なお支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
2. 契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、DA には一切の責任がないものとします。

第 23 条(利用料金の改定)
本サービスの利用料金は、DA が契約者に対し、合理的な予告期間をもって通知することで改定できるものとします。ただし、通知が行われた時点で成立している契約に適用されることはありません。

第 24 条(割増金)
本サービスの料金等を不法に免れた契約者は、DA に対しその免れた額の他、その免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第 25 条(遅延損害金)
契約者は本サービスの料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき遅延金に対する年率 14.6%の割合で算出した遅延損害金を DA に支払うものとします。

第 26 条(消費税)
契約者が DA に対し本サービスの利用料金等を支払う場合において消費税等が賦課されるときは、その支払を要する額は当該料金等の額に消費税等を加算した額とします。

第 27 条(契約解除に伴う料金等の精算方法)
利用契約が解約又は解除された場合（第 18 条第 3 項により解除された場合を除く）における本サービス精算費用の額は、契約解除の日から当該最低利用期間末日までの期間の額とします。契約者はこの額を DA の請求に基づき直ちに支払うものとします。

第 7 節　契約者の義務等

第 28 条(自己責任の原則)
1. 契約者は本サービス内における一切の行為及びその結果について、当該行為を自己でなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. DA は契約者が本サービス内に登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
3. 契約者は本サービスによって提供されるサービスを通じて契約者が発信した情報について一切の責任を負うものとし、DA に対していかなる迷惑及び損害を与えないものとし、契約者が発信した情報により DA が損害を蒙った場合にはその損害を賠償するものとします。
4. 契約者が本サービスの利用に際して、DA の他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、DA は一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者は本サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、第三者より問合せ、クレーム等が通知された場合及び第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとし、DA は一切の責任を負わないものとします。

第 29 条(ソフトウェア等の管理)
1. 契約者は本サービスの提供に関し、DA が契約者に提供するソフトウェアについて、以下の条件を守るものとします。
（1） 契約者は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
（2） ソフトウェアの利用に関し、第 36 条（ソフトウェアの著作権等）の規定を遵守すること
（3）契約者は、本サービスの利用に関し、DA の指示に従って適切に設定、管理し、利用すること
（4）契約者は、契約者設備を適切に設定、管理したうえで本サービスを利用すること
2. 前項の規定に違反してソフトウェアを亡失又は毀損した場合は、DA 又は DA が指定する者が当該ソフトウェアを復旧又は修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、契約者設備に関連して、本サービスの不正アクセスにつながるおそれのあるセキュリティインシデント（認証情報の漏洩、マルウェア感染等）を検知した場合、直ちに DA に通知しなければならないものとします。
4. 前項の場合、契約者は、DA が原因究明及び被害拡大防止のために求めるシステムログ、アクセス履歴等の情報提供及び調査に合理的な範囲で協力するものとします。
5. 契約者は、本サービスの脆弱性や不具合、障害の情報を独自に認識した場合、これを DA の事前の承諾なく第三者に開示してはならず、当該情報を DA に通知するものとします。

第 30 条(アカウントの管理)
1. 契約者は、DA が契約者に対し付与する ID 及びパスワードについて全面的な管理責任を負うものとします。
2. 契約者は、ID 又はパスワードを第三者（契約者の代表管理者以外）に利用させてはいけません。
3. 契約者は、割り当てた ID を複数人で利用させてはいけません。
4. 契約者は、ID 又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに DA にその旨を連絡するとともに、DA からの指示がある場合にはこれに従うものとします。ID 又はパスワードが窃用され、又は第三者に利用されたことによる損害は契約者の負担とし、DA は責任を負いません。
5. DA は本サービスの保守・運営・セキュリティ対策上、合理的に必要と認める場合は本サービスへのアクセスに関し制限・更新を行うことができるものとします。

第 31 条(バックアップ)
契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、本サービスとは別の契約等に基づき DA がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、DA は係るデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第 32 条(電子メールによる応答義務)
1. 契約者は、常に DA からの電子メール等が、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレス等に確実に到達しうるようにし、DA から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。
2. DA は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、DA のビジネスパートナーが取り扱う商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。この場合、DA が送付したメールやファイルが消費する契約者のディスク容量は契約者の負担とします。

第 33 条(禁止行為)
1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
（1） 本約款に違反若しくは法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はそれに類似する行為。
（2） DA 又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
（3） 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、又はそれに類似する行為。

（4） 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
（5） DA 又は第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
（6） DA 又は第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
（7） 犯罪行為、犯罪行為をそそのかす若しくは容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。
（8） 虚偽の情報を意図的に提供する行為、又はそれに類似する行為。
（9） 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為。
（10）無限連鎖講（「ねずみ講」）、それに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。
（11）わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、又はそれに類似する行為。
（12）風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、又はそれに類似する行為。
（13）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、又はそれに類似する行為。
（14）過度な負荷を本サービス用設備等に課す行為等本サービスの提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。
（15）第三者の通信に支障を与える方法若しくは態様において本サービスを利用する行為、又はそのおそれのある行為。
（16）DA 若しくは第三者の運用するコンピュータ若しくは電気通信設備等への不正アクセス行為、クラッキング行為若しくはアタック行為又は DA 若しくは第三者の運用するコンピュータ若しくは電気通信設備等に支障を与える方法若しくは態様において本サービスを利用する行為、それらの行為を促進する情報掲載等の行為若しくはそれに類似する行為。
（17）無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為、第三者が嫌悪感を抱く若しくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為又はそれに類似する行為。
（18）本サービスを利用してコンピュータウイルス等他人の業務を妨害する若しくはそのおそれのあるコンピュータプログラムを使用する行為、第三者に提供する行為、又はそのおそれのある行為。
（19）第三者の通信環境を無断で国際電話若しくはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、又は設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
（20）本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
（21）テロに関わる、又はテロを想定させる行為や国家安全保障を脅かす可能性のある行

為。
（22）ID の使いまわしを含む他人の ID 若しくはパスワードを不正に使用する行為、又はそれに類似する行為。
（23）DA が提供するソフトウェア、システム、プログラムその他本サービス利用設備について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する解析行為及びこれを助長する行為。
（24） 契約者が認識した本サービスの脆弱性情報、不具合の情報、障害情報等や本サービスの利用により知り得た情報を、DA の事前の承諾なく公開する行為。
（25）その他、他人の権利、法的利益を侵害する方法若しくは公序良俗に反する方法又は態様において本サービスを利用する行為。
2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを貼る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。
3. 第 1 項（12）号及び（13）号については、風営適正化法又は出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、DA が確認できたものについては、第 1 項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると DA が判断した場合は、第 13 条（サービス提供の停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
4. 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると DA が判断した場合、DA は、第 13 条（サービス提供の停止）に定める措置を行う他に、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用に加え、DA が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第 8 節　損害賠償

第 34 条(損害賠償)

1. DA は、本サービスの提供にあたって、契約者に対し負担する補償・賠償の責任の範囲を以下のとおりとします。
（1） DA は、SLA 又は個別約款において、本サービスのサービス品質及びこれを下回った場合の補償内容を定めるものとします。
（2）前号の他、DA は約款に定める義務の不履行により契約者に損害が発生した場合、直接かつ現実に発生した通常の損害を賠償する責任を負担するものとします。ただし、DA が負担する責任は、その原因が故意又は重過失の場合を除き、当該損害の発生の日から起算して過去 1 年間に契約者が DA に支払った本サービスの利用料金の総額を限度とします。
2. DA は、DA が契約する電気通信設備等の提供事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、DA が当該提供事業者等から受領する損害賠償額を本サー

ビスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実に発生した損害に限り賠償請求に応じます。
3. DA は、契約者の合意に基づき、本条（損害賠償）第 1 項、第 2 項による損害賠償を相当額のサービスの提供又はサービス期間の延長をもって代えることができるものとします。

第 35 条(免責)
1. DA が契約者に対して負う責任は、第 34 条(損害賠償)の範囲に限られるものとし、DA は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
（1）天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力。
（2）契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害。
（3）本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する障害。
（4） DA が第三者から導入し、合理的な評価を受けているコンピュータウイルス対策ソフトによっても防げない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入。
（5） 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受。
（6） DA が定める手順・指示・設定・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害。
（7） 本サービス用設備のうち DA の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害。
（8） 本サービス用設備のうち、DA の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害。
（9） 電気通信設備等の不具合に起因して発生した損害。
（10）刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分。

（11）その他 DA の責に帰すことのできない事由。
2. DA は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争について一切責任を負わないものとします。

第 9 節　データ・ソフトウェア等の取り扱い

第 36 条(ソフトウェアの著作権等)

1. 契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを DA 又は DA にソフトウェア等の利用を許諾した第三者が所有します。
2. 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第 37 条(データ等の利用)
1. データの定義については以下の通りとします。

入力情報	契約者がサービスの利用を通じて本サービスに入力したデータ等その他一切の情報
利用状況データ	本サービスの申込み、契約管理、又は利用に関連して取得する契約者情報、アカウント情報、利用状況情報、ログ情報、設定情報等その他本サービスの運営上・保守に必要な情報

2. DA は、以下の各号の目的に必要な利用状況データを対象として、当該目的に必要な方法・範囲に限り利用できるものとします。また、以下の各号のうち第 5 号、第 11 号を除く目的に必要な入力情報を対象として、当該各号目的に必要な方法・範囲に限り利用できるものとします。なお、DA は、利用状況データ及び入力情報について、法令の要請がある場合、また契約者から予め同意を得た場合はその範囲内においても利用できるものとします。
(1) 契約者の同一性確認のため
(2) 本サービスを提供するため
(3) 利用料金、遅延損害金等の請求のため
(4) 代金決済等における有効性の確認のため
(5) 契約者に合わせた本サービス上の情報の表示、新たな機能又は連携サービスの案内を適切に行うため
(6) 本サービスの停止・中止・契約解除の通知のため
(7) 本約款に違反する行為への対応のため
(8) 本サービスに関する DA の約款、ポリシー等の変更などの通知のため
(9) 紛争、訴訟などへの対応のため
(10) 本サービスに関する問合せ等への対応のため
(11) 年代、所属、業種、規模その他の観点から分析することにより、個別の法人、団体及び個人を識別することのできない形式に加工した匿名加工データ及び統計データ（以下「統計データ等」といいます。）を作成し、本サービスの向上及び改善、サービス開発、研究、市場分析を行うため
(12) 前各号に付随する本サービスの保守、提供・維持・改善・開発・セキュリティインシデント対応・モニタリング対応のため

3. DA は、以下の各号の目的に必要な内容の利用状況データのみを対象として、当該目的に必要な範囲・方法において第三者に開示又は共有することがあります。また、以下の各号のうち、第 2 号及び第 3 号を除く目的に必要な内容の入力情報について、当該目的に必要な範囲・方法において第三者に開示又は共有することがあります。なお、利用状況データ及び入力情報において、契約者の予めの承諾がある場合は、当該承諾の範囲内において第三者に開示又は共有することがあります。

(1) 契約者が希望する顧客に対し請求書の配信、郵送をする場合(開示又は共有する情報は、請求書の記載事項その他必要な情報に限ります。)

(2) DA が本サービス利用状況を把握するために適切と判断するツールを利用する上で必要な範囲内において当該ツール提供元に契約者の情報を提供する場合

(3) 本サービスと第三者サービス等との連携及びその機能向上に合理的な範囲内において当該第三者サービス等の提供元に契約者の情報を提供する場合

(4) DA が利用目的の達成に必要な範囲内において契約者の情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

(5) 契約者に利用料金を請求する目的で、金融機関に本サービスを利用している契約者の情報を預託する場合

(6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って契約者の情報が提供される場合

(7) 法令に基づく場合

(8) 法令諸規則に基づき裁判所、警察等の公的機関に開示を求められた場合

(9) 前各号に付随する本サービスの保守、提供・維持・改善・開発・セキュリティインシデント、モニタリング対応のため

4. DA は、情報の利用目的を、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内において変更することがあり、変更した場合には契約者に通知又は公表します。

5. DA は、本サービスの改善等の目的のため、契約者による本サービスの利用状況を分析することができるものとします。利用状況は個人を特定する情報を含むことなく、収集します。

6. DA は、統計データ等を、第三者に開示することがあります。この場合、開示されるのは特定の法人、団体及び個人を識別することのできない統計データ等のみであり、契約者自身を識別できる情報を開示することはありません。

7. DA は、本サービスの利用を通じて取得した契約者の個人情報を DA が別途規定する個人情報保護方針(「個人情報の取り扱いについて」を含みます。)に則って、管理するものとし、契約者は、DA が契約者のデータ等に含まれる個人情報を個人情報保護方針に従って取り扱うことに予め承諾するものとします。

第 38 条(データ・ソフトウェア等の消去)

1. DA は、契約者の登録した情報等又は契約者の管理する情報等が、DA の定める所定の基

準を超えた場合、又は第 13 条（サービス提供の停止）各号のいずれかに該当するときは、何らの補償をすることなしに、契約者に対し通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送若しくは配送を停止することがあります。
2. DA は、前項に基づく情報等の削除又は転送若しくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。
3. DA は、第 17 条（サービスの廃止）に定めるサービスの廃止を決定した場合、サービス廃止後速やかに蓄積している情報を削除します。

第 39 条(解約時のデータ・ソフトウェア等)
第 18 条(利用契約の解除)により、利用契約が解除された場合、DA が契約終了と判断した日から 30 日を経過した時点でサーバ内のデータ、ソフトウェア等は削除されます。これによる契約者の直接及び間接の損失、損害等に対して、DA の責による場合を除き、DA はいかなる責任も負わないものとします。

第 40 条(情報の管理)
契約者は、本サービスを使用して受信し、又は送信する情報については、本サービス用設備の故障による情報の消失に備えバックアップ等の必要な措置をとるものとします。

第 10 節　雑則

第 41 条(個人情報の保護)
1.「契約者の個人情報」とは、契約者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、メールアドレス、ID 及びパスワード、その他の記述等（記述、番号、記号その他の符号等をいい、本条第 3 項各号に定めるものを含みます。）により特定の契約者及び関係する個人等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
「料金等情報」とは、契約者等の利用料金、利用料金明細、請求料金、入金情報その他の料金等の請求・決済に係る利用実績に関する情報をいいます。
2. DA は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合等個人情報の保護に関する法律において本人の同意なくして開示できる場合には、この限りではありません。
3. 契約者は、DA が本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報のうち次の各号に定めるものを、第三者への提供を含み、当該各号に定めるその利用の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲内で取り扱うことに同意するものとします。
（1） 本サービスの提供・問合せ対応等に伴い必要となる個人認証、料金等の請求、与信管

理、システム運用、カスタマーサービス運用、並びに料金等の変更及び本サービスの変更、追加又は廃止等に係る通知をするため、ユーザーID、会社名、部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、住所、その他契約情報（申込日、契約日、利用サービス、利用状況、料金等の支払方法等契約の内容に関する情報を含みます。）、及び料金等情報等を利用すること。

（2） 本サービスの提供との関連において、契約者等からの請求、問合せ及び苦情に対する対応、サポート、又は連絡をするため、氏名、ユーザーID 等、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、及び料金等情報等を利用すること。

（3） 契約の解除に伴う退会処理のため、ユーザーID 等、通信履歴、及びその他当該契約者の退会処理に必要な情報等を当該契約者の退会後も DA 所定の期間保有し、利用すること。

（4） 個人情報の利用に関する当該契約者等の同意を求めるための、電子メールの送信若しくは印刷物の郵送等を行い、又は電話をするため、氏名、ユーザーID 等、住所、電話番号、及び電子メールアドレス等を利用すること。

（5） その他任意に契約者の同意を得た利用目的のため、当該契約者の個人情報を利用すること。

（6）個人情報の保護に関する法律において本人の同意なくして開示できる場合に契約者等の個人情報を開示するため、当該契約者等の個人情報を利用すること。

4. 契約者は、DA が保有する契約者の個人情報についてデータの開示を求めることができるものとします。またその結果、誤りがあればデータの訂正又は利用の停止を求めることができるものとします。開示請求への対応は、当該契約者本人であることの確認を要するものとします。なお、開示請求にあたり、DA が規定する所定の手数料を徴収させて頂く場合があります。

第 42 条(再委託)

DA は、電気通信設備等の利用を除き、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を事前に書面若しくは電子メール等で契約者へ通知することによって、第三者に再委託することができます。この場合、DA は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第 41 条(個人情報の保護)の他、当該再委託業務遂行について利用契約等所定の DA の義務と同等の義務を負わせるものとし、また、再委託先の責に帰すべき事由により契約者に損害が発生した場合は、第 34 条（損害賠償）を準用し再委託先と連帯して賠償に任じます。ただし、連帯責任に関しては、DA が再委託先への選任又は監督に過失がない場合はこの限りではありません。

第 43 条(通信設備等)

DA は、DA が本サービスにより提供したものを除き、契約者が自己の費用と責任において調達した、本サービス利用に必要な通信機器、ソフトウェア及び付随して必要となる契約並びにそれに伴う障害及び損害については、一切の責任を負わないものとします。

第 44 条(接続業者)
DA は、本サービスの利用のために必要な若しくは適したインターネット接続環境又はインターネットサービスプロバイダーの接続環境を指定することがあります。
DA は、推奨外の接続業者のサービスを利用した場合に、推奨プロバイダーとの差異により起因する諸問題につき、何らの責任を負わないものとします。

第 45 条(指定ハードウェア及びソフトウェア)
DA は、本サービスの利用のために必要又は適したハードウェア及びソフトウェアを指定することがあります。この場合契約者が他のソフトウェアを用いたときは DA が提供するサービスを受けられないことがあります。

第 46 条（プラグイン開発のメンテナンス）
本サービスの提供に際して、DA が本サービス上に作成したプラグイン開発のメンテナンスは別紙「プラグイン開発メンテナンス約款」に記載のとおりとします。

第 47 条(契約者の損害賠償責任)
契約者が利用契約に違反して DA に損害を与えた場合、DA は契約者に対して、DA が被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 11 節　その他

第 48 条（暴力団等反社会的勢力の排除）
1. 契約者及び DA は利用契約締結時に、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 契約者及び DA は、相手方が前項に定める反社会的勢力等に該当すると判明した場合は、何ら催告をすることなく利用契約を解除することができ、これによって相手方に損害が生じた場合でも賠償する責を負わないものとします。

第 49 条(準拠法)
この約款に関する準拠法としては、日本国の法令が適用されるものとします。

第 50 条(合意管轄裁判所)
契約者と DA の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 51 条（お問合せ）
本サービスに関する全般的なお問合せ受付窓口は、別紙に記載のとおりとします。

第 52 条（優先規定）
別途公表している SLA､SLO 等の本サービスの関連契約に本約款は優先するものとします。ただし、別途特段の合意をした場合は除きます。

第 53 条（付則）
このサービス利用約款は、2017 年 6 月 26 日に制定されました。
このサービス利用約款は、2018 年 10 月 30 日に改訂されました。
このサービス利用約款は、2019 年 7 月 22 日に改訂されました。
このサービス利用約款は、2019 年 12 月 2 日に改訂されました。
このサービス利用約款は、2020 年 2 月 17 日に改訂されました。
このサービス利用約款は、2021 年 3 月 1 日に改訂されました。
このサービス利用約款は、2021 年 6 月 11 日に改訂されました。
このサービス利用約款は、2026 年 12 月 1 日に改訂されました。